

令和2年度（第2回）鳥取市国民健康保険運営協議会議事概要

1. 日時 令和3年1月21日（木） 午後6時00分～7時45分

2. 会場 鳥取市役所本庁舎 6階 会議室6-7、8

3. 出席者

委員 中山会長、佐々木委員、竹内委員、近藤委員、西村委員、土橋委員、林_浩委員、木下委員、池田委員、高須委員、尾崎委員、湯口委員、森田委員、林_有委員

鳥取市 市長、竹間福祉部長、保険年金課長兼保険年金課長、吉田次長兼収納推進課長、松本医療費適正化推進室長、藤木健診推進室長、田淵保険年金課長補佐、保崎国民健康保険係長、小谷主任、小宮山主事

4. 会議状況

発言者	発言内容（要旨）
<p>保険年金課長</p> <p>市長</p>	<p>ただいまより、令和2年度第2回鳥取市国民健康保険運営協議会を開催します。開会に当たりまして、市長より、御挨拶を申し上げます。</p> <p>皆様、こんにちは。市長の深澤でございます。今日は大変お忙しい中、本年度2回目となります国民健康保険運営協議会に御出席をいただきまして、誠にありがとうございます。会長をはじめ、委員の皆様におかれましては、日頃より、本市の国保運営に、格別なる御理解、御協力賜っており、改めまして、この場をお借りいたしまして、感謝申し上げる次第でございます。</p> <p>さて、御案内のように、今、国内外で新型コロナウイルス感染症の感染が続いておるところであります。本市におきましては、先週の木曜日以降は、陽性例が判明をしていないといった状況が続いておりますが、予断を許さない状況がございまして、引き続き、感染拡大防止に、しっかりと取り組んでいかなければならないと考えておるところでございます。委員の皆様におかれましては、引き続きマスクの着用、手洗い・うがいの励行、3密を避けていただくと、このような、基本的な感染防止の取組をお願い申し上げる次第でございます。</p> <p>さて、国民健康保険制度は、平成30年度に、持続可能な制度となるよう、都道府県・市町村が一体となって運営をしていく制度改革が行われたところでもあります。しかしながら、この国保制度そのものの構造等々によりまして、引き続き、様々な課題があるところでありまして、誰もが安心して、いつでも良質な医療が受けられるような、そのような持続可能な制度となるように、これからも、しっかりと取り組んでいかなければならないと考えているところであります。</p>

<p>保険年金課長</p>	<p>本市におきましては、従来より、年度間の国保料水準の平準化を図ってまいりますとともに、引き続き、この国保料率が何とか下げられないかというようなことで、昨年より、内部で検討を重ねてきたところであります。</p> <p>本日は、令和3年度の国保料率について提案をさせていただきまして、諮問をさせていただきたいと考えております。来年度の国保料率につきましては、引下げを提案させていただきたいと思っておりますので、委員の皆様におかれましては、慎重かつ活発なる御審議を賜りますよう、どうぞよろしくお願いを申し上げます。本日は、どうぞよろしくお願いを申し上げます。</p> <p>続きまして、会長から御挨拶をいただきたいと思っております。よろしくお願いをいたします。</p>
<p>会 長</p>	<p>では、失礼いたします。中山でございます。今回もよろしくお願いをいたします。さて、市長のお言葉にもありましたように、今回は、令和3年度の国保運営についてが議題となっております。本日は、来年度に向けて、被保険者の保険料の御負担という、これについての妥当性についてお諮りして、皆さんに議論していただくこととなります。国保制度自体、非常に分かりにくい部分もあるかとは思いますが、一度にいろんな数字を見て、御意見をと言ったところでも、難しさもあるかとは思いますが、その中で、皆様におかれましては、それぞれのお立場で、率直な御意見を頂戴できればというところが一番かと思っておりますので、どうぞよろしくお願いをいたします。</p> <p>この後、市長の諮問に基づいて議事を進めてまいりますので、慎重な審議をお願いする次第でございます。どうかよろしくお願いをいたします。</p>
<p>保険年金課長</p>	<p>ありがとうございます。</p> <p>それでは、国民健康保険事業の運営につきまして、市長から会長に諮問書を提出させていただきます。</p>
<p>市 長</p>	<p>それでは、読み上げさせていただきます。</p> <p>鳥取市国民健康保険運営協議会会長、中山実郎様。鳥取市長、深澤義彦。国民健康保険事業の運営について諮問。国民健康保険は、国民皆保険の根幹であり、地域の医療の提供と、予防・健康づくりの推進のため、平成30年度施行の国保改革を踏まえ、安定的な制度運営が求められています。</p>
<p>会 長 保険年金課長</p>	<p>本市が国保者として、「被保険者の負担の軽減」と「健康の保持増進」の両立を図りながら、都道府県化の新たな枠組みの中で責務を果たしていくため、令和3年度の国民健康保険事業に当たり、その運営の在り方について、貴協議会の意見を求めます。どうぞよろしくお願いを申し上げます。</p> <p>はい。謹んでお受けいたします。ありがとうございます。</p> <p>ありがとうございました。ただいま、読み上げさせていただきました諮問書の写しをお配りさせていただきますので、御確認ください。</p>

	<p>誠に恐縮でございますが、市長は、次の公務がございますので、ここで退席をさせていただきます。</p> <p>本日の会議でございますが、欠席の委員様がございます。委員名簿を御確認いただければと思いますが、大谷委員様と今宮委員様、それから、本日御欠席の連絡がございました浜田委員様、3名から御欠席の御連絡をいただいております。</p> <p>委員17名のうち、14名出席をいただいておりますので、国民健康保険条例第2条の3の規定によりまして、会議は成立することを御報告させていただきます。</p> <p>また、本日の議事要旨につきましては、発言者の氏名を伏せまして、ホームページに公開をさせていただきますことを御了承ください。</p> <p>それでは、これ以降の日程につきましては、会長に議事の進行をお願いいたします。よろしくお願いいたします。</p>
会 長	<p>はい。それでは、これから議事進行、議長を務めさせていただきますので、改めまして、よろしくお願いいたします。</p>
	<p>初めに、日程5の、議事録の署名委員の選出をお諮りしたいと思います。本日の議事録につきましては、木下委員様と、湯口委員様にお願いしたいと思いますけれども、お二人、お受けいただけますでしょうか。</p>
	<p>(「分かりました」と呼ぶ者あり)</p>
	<p>(「はい」と呼ぶ者あり)</p>
会 長	<p>はい。委員の皆様、よろしいでしょうか。</p>
	<p>(「異議なし」と呼ぶ者あり)</p>
会 長	<p>はい。ありがとうございます。それでは、よろしくお願いいたします。</p>
	<p>それでは、これから議題に入らせていただきます。まず、最初の議事でございますけれども、報告事項が2つございます。これを一括してお願いしたいと思います。1つは、令和2年度国民健康保険費特別会計歳入歳出決算見込みについて。そして、もう一つが、②でございますが、令和3年度国民健康保険事業に関する主な改正点について。</p> <p>それでは、御担当、よろしくお願いいたします。</p> <p>はい、それでは本日の資料は、例年より郵送が直前になり申し訳ありませんでした。資料は、本日、改めて配布した資料にて進めさせていただきます。</p> <p>それでは、本日は諮問を踏まえた審議となりますが、まず資料1により令和2年度の決算見込みについてご説明いたします。保険料は、事業が運営できるよう適正な額とすることが原則ですが、会計上は、収支のバランスに着目することとなります。年度の保険料の負担が多い、あるいは少ないかを判断できる項目の一つとして、実質単年度収支があります。令和元年度の決算は約7千万円の赤字、また令和2年度の決算見込みは約9千万円の赤字を見込んでいます。</p>
事務局	

いずれもご負担いただいている保険料が支出より少なかったという見立てになりますが、保険料率を引き上げないで、据え置いているからであります。

全体の収支状況に続き、決算見込みの内訳を項目ごとにご説明申し上げます。歳入の保険料についてであります。保険料率は平成30年度から3年間、据え置いています。この間、被保険者数は年々、減となっておりますので、保険料収納も減となる見込みです。しかしながら令和2年度はコロナ禍に伴い、国は様々な財政支援を行っており、コロナ禍による減免に要した額について、国の補助が増となりました。県支出金は、その大部分が歳出の保険給付費の支出額に応じて交付されており、収支は均衡します。ただし、特別交付金は、その年の取組状況や成果に応じて交付されるものであり、交付額が多ければ収支は黒字となります。全体として歳入は、被保険者数の減により94,639千円の減を見込んでいます。

続いて歳出について内訳を確認します。保険給付費についてです。被保険者数は減となりますが、一人当たり保険給付費は増を見込んでおり、結果として増を見込んでいます。この保険給付費の財源は、一部を除いて全額、県支出金として交付されるため、収支は均衡します。次に国保事業費納付金ですが、これを県に納め、一方で保険給付費に必要な額が、全額、県支出金として交付されるという仕組みであります。令和2年度は令和元年度より減となっております。内訳として後期支援金等分が減となっていることの影響が大きいところです。次に積立金ですが、令和2年度は利息分のみの積立を見込んでいます。全体として歳出は、国保事業費納付金が令和元年度から増になり、令和2年度も高止まりしている状態です。

また、歳入から歳出を差し引いた収支差引は、黒字を維持していますが、納付金の増に応じた保険料の引き上げを見送っており、実質単年度収支は、約9千万円の赤字を見込んでいます。

被保険者の状況ですが、全体として減少の傾向であります。令和2年度の見込みとして前期高齢者の加入者の割合ですが、50%を超える見込みとなりました。

令和2年度保険料収納の見込みですが、決算見込みで全体の状況を確認いただきましたが、被保険者数の減に伴い全体として保険料収納額は減となります。

次に資料2により、「令和3年度国民健康保険事業に関する主な改正点」について、4ページによりご説明いたします。国の動向ですが、例年、「税制改革の大綱」に、国保の課税限度額や軽減判定所得基準額の見直しが含まれますが、本年度はコロナ禍に伴い、見送られました。一方、平成30年度税制改正による制度見直しが令和3年1月から施行されており、算定式が変更される部分があります。具体的には「令和3年度国保料軽減判定所得基準」について、保険料の算定に際して、給与所得者や年金所得者に不利益が生じないように、算

	<p>定方式が見直されるものです。また令和3年度国保料基礎控除については、地方税法の改正に伴い、合計所得金額2,400万円を超える場合には、控除額が遡減・消滅されることとなります。以上です。</p>
<p>会 長</p>	<p>はい。ありがとうございました。</p> <p>それでは、ただいま御説明いただきました内容につきまして、御意見、御質問等ございましたら、よろしくお願ひいたします。</p>
<p>委 員</p>	<p>議論に入る前に、資料が届いたのが昨日です。重要なこの協議をするに当たり、言わば、ここで諮問が通らなかつたら、改定できないわけでしょ。重要な会議なんですよ。それだけでなく、この資料が昨日届くというのは、どうしたものかなと思って苦情を言いたいです。少なくとも1週間ぐらい前に資料を届けていただいて、いろいろ相談したり、じっくり見る時間が欲しいと思います。</p> <p>それと、決算見込みのところで、数値誤りがあると思われまのでお願ひします。</p>
<p>会 長</p>	<p>はい、ありがとうございました。今のお言葉については、こちらも真摯に受け止めなければというところだと思います。資料についての御質問ですけれども、これについて、よろしくお願ひいたします。</p>
<p>事務局</p>	<p>はい。まず、資料の配付が遅れましたことにつきましては、大変申し訳ございませんでした。次回は1週間前を目途に郵送させていただきたいと思ひます。申し訳ございませんでした。</p> <p>また資料1の1ページでございます。計算ミスが生じていますので修正をお願ひいたします。歳出の項目の下の収支差引きでございますが、収支差引きが1,000円分前後しておりまして、1億4,632万4,000円に訂正をお願ひいたします。併せまして、その下であります実質単年度収支、こちらを併せて1,000円変わりますので、9,123万6,000円に訂正をお願ひいたします。申し訳ございませんでした。</p>
<p>会 長</p>	<p>はい。それでは、御訂正のほう、皆様よろしくお願ひいたします。</p> <p>それでは、引き続き皆様より、御意見、御質問などを承れたらと思ひますので、いかがでしょうか。今回は資料の配付の点で御迷惑をおかけして、読み込む時間がなかったということが大きく影響してるかと思ひますけれども、そんな中で、いろいろと御意見賜ればというところでございますけれども、いかがでございましょうか。</p> <p>それでは、次の審議に移りたいと思ひます。それでは、諮問事項の審議に移らせていただきたいと思ひます。こちら、2点一括しての説明という形をさせていただきます。1つ目が、令和3年度国民健康保険料賦課限度額について、そして2つ目が、令和3年度国民健康保険料率についてです。よろしくお願ひいたします。</p>

事務局	<p>それでは資料2により順を追って説明いたします。まず1頁、国保の現状と課題を示しています。全国的な国保の現状ですが、国保は、様々な構造的課題を抱えていること、また、その課題を解消するため国保の都道府県化による改革が平成30年度に行われたことを示しています。全国的に国保の都道府県化は順調に運用されていると国は言っています。そして国は、都道府県及び市町村に対して国保の都道府県化をより一層、推し進めるよう求め、さらに予防・健康づくり事業の強化を求めているところです。新型コロナウイルス感染症に対しては、傷病手当金の給付制度や減免制度を国は打ち出しているところです。</p> <p>次に本市の現状と課題であります。制度改革の初年度である平成30年度に本市は資産割の廃止を含めた保険料率の全面改定を行ったところであります。こうした中、制度改革の2年目の令和元年度には、県へ納める納付金が大幅に増となりました。ご負担いただく保険料が年度間で過度に上下することを避けるため、結果として平成30年度から3か年間、保険料率を据え置いているところです。そして令和2年度は、国のコロナ関連施策の基準に沿って本市も取り組んでいるところであり、傷病手当金の創設とコロナ減免に取り組んでいるところでもあります。</p> <p>今後の収支として、令和3年度の見込みであります。保険料は、事業が運営できるよう適正な額とすることが重要であり、会計上は、収支のバランスに着目することとなります。その中で、県へ納める納付金が多いか、あるいは少ないかの影響が大きいところですが、令和3年度の納付金は、減の見込みとなりました。これは、納付金を算定する県が医療費の推計を行っていますが、実績に基づき下方修正されたことの影響や平成30年度以降、市町村が県へ納めている納付金の剰余金が納付金の引き下げ財源として活用することとなっていることがその原因として捉えています。この結果、制度改革後の県交付金の水準が維持されること、また被保険者の所得が前年度並みのままであることを条件に保険料率を据え置いて算定した場合、収支に余剰が生じる見込みとなりました。納付金の動向として、令和3年度は全体として9.1%の減の4.36億円の減となりました。その内訳としては、医療分が対前年度12.1%減となることが最も影響しているところでもあります。また、県の決算剰余金の納付金への投入は、令和2年度は5,153千円が引き下げ財源として活用されましたが、令和3年度は245,415千円と大幅に増となり、納付金の引き下げ財源となっています。</p> <p>こうした状況を踏まえた本市の現状ですが、納付金の引き下げに伴い、収支に余剰が生じることから、保険料の見直しが可能である状況であります。</p> <p>その上で諮問事項であります。国民健康保険の賦課限度額については、国の基準が据え置かれていますので、現行どおりで据え置きと考えております。</p>
-----	---

次に国民健康保険料率の見直しについてであります。原則として、必要な支出を保険料などでまかなう必要がありますが、納付金の見込みから医療分と介護分については、余剰が生じるため、引き下げが可能と判断しているところであります。

そこで、令和3年度については、新型コロナウイルス感染症の影響という特殊な状況下であることを踏まえ、納付金の減を最大限反映した見直しとなる案をご提案するものです。納付金が大きく引き下げられた医療分を大幅に引き下げ、また介護分にも収支に余剰が生じるため、収支が均衡するよう引き下げました。引き下げにあたっては、所得割と均等割・平等割の賦課割合を平成30年度からの賦課割合を維持できるよう配慮しています。

改めて資料1の8頁をご覧ください。納付金の推移ですが、令和元年度に大幅に増、令和2年度は据え置かれましたが、一人当たり納付金額は増が続いています。それが令和3年度には大幅に納付金額が減となっているところであります。

続いて資料3、保険料率を現行どおりとした場合と見直した場合との比較ですが、一人当たり保険料では7.9%の減を見込んでおり、モデルケースとして3例を示させていただきましたが、先ほどの改定案のとおり、医療分と介護分が引き下がることとなります。また、見直しに当たっては平成30年度からの本市の賦課割合を堅持して見直していますので、いずれのケースにあっても、ご負担は少なくなる計算結果となります。

最後に保険料については、例年様々のご要望をいただいておりますが、本年度も保険料の引き下げの要望・署名をいただいていることを申し添えさせていただきます。以上です。

会 長

はい。ありがとうございました。

ただいま御説明のとおりということで、制度改革以来、ずっと据置きということが続いておりました、委員の方々からも、下がらないのかというような御質問なり、御要望を頂戴していた部分でございます。説明していただいた内容を、自分なりに整理したところを申し述べさせていただきますと、まずは、県へ納める納付金が引き下がったという点が1点あるかと思えます。そして、来年度の保険料は、どうやら黒字の見込みということが見えていると、そういうことから、保険料は引下げが可能であるというような、自分で聞いていても明るい内容を説明していただいたわけですが、ただ、賦課限度額は国の基準に合わせるということで据置きということ。このような点を、今回、大筋という形での趣旨で御説明いただけたかなと思えます。

勝手な整理をさせていただきましたけれども、今の内容につきまして、御質問なり、御意見ということで、ここでまた頂戴できたらと思えますので、各委員の皆様、よろしくお願いいたします。

<p>委員 会長 委員</p>	<p>はい。 はい、よろしくお願いします。 すみません、ちょっと素人みたいなことを聞くんですけども、この歳出の項目がありますけれども、この保険給付費、国保事業費納付金、保健事業費って、何か聞いてると、①番の項目で、県からの補助、お金、②番目の事業費納付金ってというのが、保険者からの保険給付費ってということなんでしょうか。</p>
<p>会長 事務局</p>	<p>はい。ということで、ただいまの御質問についてお願いいたします。 はい。参考としまして、この同じ資料1の5ページを御確認いただけますでしょうか。予算の構成ということで、説明を加えさせていただいております。保険給付費は、医療機関にかかれて、そのときに、国保の被保険者の方であれば、例えば、3割は自己負担していただくんですけども、それ以外の7割、8割の部分は、保険の制度で給付するということになります。主にその部分に該当します。 それから②番の国民健康保険の事業費納付金は、最終的には、この①番の保険給付費の財源になりますけれども、県にお支払いするというものでございます。これが基になりまして、保険給付費の財源になってくるということでございます。県は、その市町村の納付金と、それと国であるとか、様々な公費を合わせた形で保険給付費を支払っているというところでございます。 ③保険事業費であります。こちらは、人間ドックであるとか、特定健診、特定保健指導、そういった事業を行うための事業費ということになっております。</p>
<p>会長 委員 保険年金課長</p>	<p>はい。今、御説明していただいた内容について、いかがでしょうか。 ①番は、結局、保険加入者が医療費として支払った額ということですか。 例えば、総額で1万円の医療費がかかったら、3,000円の部分は、窓口で患者さんがお支払いいただいて、その残りの7,000円については、保険者、鳥取市が、医療機関にお支払いします。保険者が医療機関にお支払いする部分のことでございます。</p>
<p>委員 保険年金課長</p>	<p>この②番の納付金とはどういうことですか。 少し、国保制度改革の話になりますが、この医療費の部分、保険者が担う医療費の部分ですけども、最終的には保険料で賄うことにはなりますが、直接賄っている部分ではございません。この②納付金を県に納めて、県は、19市町村の納付金を集めて、県全体でかかった医療費がそこから支払われる仕組みになっております。②納付金は、県に納めるお金でございます。</p>
<p>委員 会長</p>	<p>はい。分かりました。 この国保制度自体が大変複雑で、大変分かりにくいと言っはいけないんですけども、こんな感想を漏らさせていただいたとおり、かなり難しい部分、</p>

<p>委員</p>	<p>読み取りにくい部分も多いと思います。また個別に、何でも結構ですので、御質問頂けたらと思います。ありがとうございました。</p> <p>そのほかの委員の皆様、いかがでしょうか。よろしくお願いします。</p> <p>はい。保険料を値下げしていただいて、大変ありがとうございます。その中で、ちょっと感じるのに、平成30年度から県が運営主体となって、3年目になりますけども、その年度間の差が生じないということで、こういう部分はいいんですけども、県全体で一本化する形の方向があるとは思いますが、一方で、押しなべていく方法等があると思うんですが、資料2の6ページに書いてあるように、市町村間の調整が難しいということがあって、大きな市と小さい市町村との、医療費や保険料含めて、いろいろ、徴収の具合や何かの差が出てくるんじゃないかと思います。その中で、例えば、県が統一した形の保険料率等にしていくとして考えたときに、資料2の5ページに、諮問の事項の中で改正案の部分があるんですが、この部分の鳥取市の率等を見ていただくと、均等割・平等割の分け方の部分で、標準保険料率として県の示した数字との比率が逆転し、均等割と平等割、逆転しているように感じます。同じく後期高齢分も、介護分も多少違うように感じます。一本化に向けて、鳥取市がこういう状態のままでも、何とか調整がつくものなんですか。均等割ということは、恐らく、市町村も含めた形で、鳥取県がこんな金額が、料率で出してくださいよという、示したものだと思うんですけども、どうなのかなあと。とにかく、下げさせていただいてありがたいです。今後、県の余剰金の納付金への投入見込みが、令和5年までもらえることになっているので、今後3年ぐらいは、医療費が上がらない限りは据置きより安くなってくると思ったりはしてるんですけども、それをするにしても、いずれ県が事業主体として、一本化等で調整していくということであれば、料率も、ある程度、標準保険料率の比率に合わせていかないけんのじゃないかなと思ったりしたもんですから、そこら辺の流れが分かれば、お伺いしたいと思います。</p>
<p>事務局</p>	<p>はい。標準保険料率についてご質問いただきました。まず、この標準保険料率につきましては、鳥取県におきましては、国のガイドラインどおりとなっております。鳥取県においては、どういった賦課割合がいいのかという協議にまで至っておりません。また、そういったことから、統一に向けて、この標準保険料率を1つの目標として、各市町村が調整をしていこう、この標準保険料率になるように、年度間で少しずつ近づけていこう、本来そういったものがありますが、鳥取県におきましては、そういった段階になっておりません。あくまでも、この標準保険料率は、国のガイドラインどおりの算定をされているところでございます。その中で、鳥取市におきましては、この平成30年度以前は、所得割・均等割・平等割の割合が異なっておりました。さらに、資産割もございました。そういったこともございまして、この賦課割合というのは異な</p>

	<p>っております。ただ、今後、この都道府県化ということが行われた中で、このガイドラインに近づけることも想定されるため、平成29年度に、この運営協議会で協議をされた中で、このガイドラインと、29年度時点での鳥取市の賦課割合の比率の中間辺りにしようということで、落ち着いているところがございます。</p> <p>ただ、今後、鳥取県におきまして、どういう賦課割合にしていくかということの、先行きが見えないといったところがございますので、現時点におきましては、29年度に答申をいただいた賦課割合を堅持させていただいています。</p>
<p>委員</p> <p>保険年金課長</p>	<p>はい。ありがとうございます。だから、一本化等なり、標準化する方向での検討はしているということですね、はい。分かりました。よろしく願いしておきます。</p> <p>それと、今、ちょっと言いましたが、県の余剰金の、納付金への投入が、令和5年までありますが、この金額が投入されるということになれば、今後、向こう3年間は、保険料自体は下げていく方向あるいは維持する方向になるのか、もしくは医療費の動向が分からないため、どうなるかは不明といったことについて、事務局のプランはありますか。</p>
	<p>はい。まさに、委員が一番最後おっしゃってくださったところかと思えます。県が示してくる納付金の額というのは、単年度、単年度で示してこられます。このため令和4年度がどうなるか、令和5年度がどうなるのかは、今の時点では分からない状態でございます。鳥取市としましては、年度間で大幅に保険料率が上向いたり、下に向いたりというようなことがないようにというふうには心がけてはいきたいと思っておりますが、令和4年度以降の保険料がどうなるかは、今の現段階では見込めない状況でございます。</p>
<p>会長</p>	<p>はい。ありがとうございます。ほかの委員の皆様、いかがでしょうか。</p>
<p>委員</p>	<p>はい。</p>
<p>会長</p>	<p>はい。では、お願いします。</p>
<p>委員</p>	<p>度々申し訳ございません。来年、引き下げになるということで、本当に画期的だと思いますが、支出を抑えるようお願いしたいと思い、また計算も大変であるというふうに思います。それで、その中身ですが、令和元年度の決算を見ると、積立金を非常に積み立てています。それで、来年度分のこの予算に対して、積立金の引き出しができるのかどうかを聞きたいなということがあります。</p> <p>それと、先ほど説明された資料の中で、資料3で試算が書いてある。こんなに所得の多い人って鳥取ではないですよ。言わば、中小零細企業でしょう。その中でこれだけの所得があるっていうのは、ちょっと、国保の単価でですね、ないんじゃないかと僕は思っています。ましてや、このコロナ禍で、非正規の労働者は、めちゃくちゃ解雇されてるわけですよ。それで、解雇されたら、収入が</p>

<p>会長 事務局</p>	<p>なくなっちゃうわけですよ。再就職しようにもないんですよ。今の状態で、こういう例を上げられて、ちょっとびっくりした実感がありました。</p> <p>それと、先ほど、モデルケースでいろいろおっしゃられたんですけど、世帯平均で、どれくらいの年額になるんだろうかと思うんです。ここでは、給与所得ですが、いろいろおっしゃられましたけれども、御存じのように、国保料というのは世帯で求めるわけですから、現状はどうなってるかなと思いました。</p> <p>それと、先ほど、収支の見通しの中で、この資料の2の3ページのところで、収支は、令和元年度、令和2年度と先ほどおっしゃられたように、赤字なわけですけれども、令和3年の試算によりますと、大幅に黒字が予定されている。これは、引下げを含めての試算でしょうか。それで、これの中には、基金は含まれてないかなと思って。去年でしたか、基金の積立ては16億6,000万円ってお聞きしまして、その使い道がどうなってるかなと。何でこんなに要るかなと、もっと引き下げれるんじゃないかというふうに言ったような記憶があるんですけども、その辺りが、わあっと話されたので、ちょっと理解不足です。</p> <p>それと、数字のあやかも分からないですけども、納付収納率が同じ推移が出てきたり、資料を見ても、あんまり詳しく説明がされてなかったのも、ちょっと理解不能なんです。以上です。</p> <p>はい。ありがとうございます。委員様からの御質問、貴重な御意見も頂戴いたしましたけれども、いかがでしょうか。</p> <p>まずは1点目、積立金のことでございます。積立金を入れるのかは、毎年、利息分を積んでいるというところでございます。具体的には、資料の1であれば、令和2年度、現時点での見込みとしましては、利息分になりますけれども、24万3,000円ということで積むということと予定をしておるところであり、来年度についても、利息分のみ積立てということと考えているところでございます。</p> <p>それから、世帯平均の所得状況ということで御質問を頂きました。大変申し訳ございませんが、御指摘のありました、もっと少ないのではないかというところもあるのかとは思いますが、何分、世帯ごとの平均という数字を持ち合わせておりませんので、モデルケースにより実際の影響をお示したものです。</p> <p>それから、資料の2の3ページに、収支の見通しということで御説明をさせていただきました。令和3年度の試算ということで、収支差引きが4億8,000万程度、それから、実質単年度収支3億3,000万程度ということで御説明させていただきました。こちらは、いずれも今現在の保険料率を据え置いた場合の数字となっております。今現在の保険料率であれば、これだけ余剰が出るので、引下げができるというところでございます。</p>
-------------------	--

<p>会 長</p>	<p>それから、令和3年度、あくまでも基金は取り崩すということは想定しておりません。それと収納率は、令和元年度の実績に基づいて算定をしております。何分頼るものがございませんので、実績値に頼らざるを得ないといったことがございますので、現時点では、令和元年度の実績を基に、それぞれ算定しているといった状況でございます。以上です。</p>
<p>委 員</p>	<p>はい。ありがとうございました。ただいまの回答ですけれども、いかがでしょうか。</p> <p>いや、普通の者でも、もっと市民は惨たんたる生活、暮らしの状況じゃないかと思えます。できればもっと下げれんかなと本当は主張したいんです。コロナ禍でもう、収入もなくて大変な状況になっているのではないのでしょうか。僕も、若いときからちゃんと払っているんで、なるべく負担にならないような保険料にしてほしいなど。大体、高い保険料払って、(窓口で) 2割、3割負担がかかるんですよ。外国に行けばイギリスやなんかは、ただで交通費まで出してくれるんです。本来、保険者云々じゃなくて、僕たち若いときは無料だったんですから、国保は分からないですけど、そう思いますって言いたいです。</p>
<p>会 長</p>	<p>はい。ありがとうございました。こちらのほうも、今のお言葉、真摯に受け止めさせていただきたいと思えます。</p> <p>さて、ここで、恐縮なんですけれども、今回、保険料率改定ということなので、やはり、健保の実務の専門家のお二方に御意見頂けたらと思うんですけども、御意見なり、御感想を頂戴できればと思えます。</p>
<p>委 員</p>	<p>そうですね。先ほどの話であった、資料2の3ページの令和3年度の試算で、これは、現行料率を据置きした場合の仮定をされてると思うんですけども、実際、料率の引下げですね、この案で引き下げた場合の収支の差引きがどうなのかなというのがちょっと気になって、これは、ぎりぎり均衡するような形で見込まれているのかを、まず教えていただきたいんですけども。</p>
<p>事務局</p>	<p>はい。ありがとうございます。先ほどの御指摘のとおり、資料2の3ページで確認しますと、単年度での収支をギリギリまで均衡するよう、試算し、見込ましていただき、今回提案をさせていただいているところでございます。</p>
<p>委 員</p>	<p>ありがとうございます。そうすると、協会けんぽの実情だけ、簡単に紹介しますと、全国の料率としては10%という、全国の保険料率があるんですけども、それで、医療費によって、都道府県で差をつけるという形になっております。同じように、いろんな意見を頂くんですけども、やっぱりコロナ禍の中で、今後の保険料収入がどんどん、どうなっていくか見込めないということで、引き下げてほしいという意見もかなりあるんですけども、そこで引き下げてしまうと、制度が崩れてしまうんじゃないかという意見も頂いているので、なかなか判断が難しいと、正直思っています。</p>

<p>会 長 委 員</p>	<p>そうですね、ここで、収支が試算から均衡するよう見込まれるんだったら、やはりこれが限界なんじゃないかなと思いますので、この案でいかに得ないのかなと、個人的には思いました。はい、以上です。</p> <p>はい。ありがとうございます。いかがでしょうか。</p> <p>はい。けんぽれんの鳥取連合会です。まず、最初に、けんぽれんは、鳥取県にあります健康保険組合の連合会で、鳥取県には、実は、2つの健康保険組合しかございません。鳥取銀行の健康保険組合、あと1つは、山陰自動車業健康保険組合の鳥取支部というところがございます。私は、鳥取銀行の健康保険組合の役員も兼ねておまして、その関係で、この席に出席させていただいているわけですが、1つちょっと疑問に思いましたのが、本年度は、医療費の見込みが増ということで見ておられるんですが、非常に、コロナ禍の影響で、受診控えがあつて、医療費が減るんじゃないかと思ってたんですけど、鳥取市の状況は本当にそうなのかということが1つ、疑問に思っておりました。</p> <p>それと、保険料の引下げについては、非常に喜ばしいことで、全く反対するわけではございませんが、どの程度影響するのかが分からないんですけども、被保険者の方の所得水準を、前年並みの水準であることが、算定基礎になると言われたと思うんですが、その辺が若干どうなのかなというところがございます。先ほど、委員様が言われたように、このコロナ禍の影響で所得減ということが見込まれるんじゃないかなと思われるので、そこで、この思い切った保険料の引下げというところで、やったはいいいけど、また次年度上げますというようなことにならないかというところは、ちょっと心配するところでございます。以上でございます。</p>
<p>会 長 保険年金課長</p>	<p>はい。御指摘いただきまして、ありがとうございます。さて、今の委員様の御指摘ですけれども。</p> <p>失礼します。1点目の医療費の見込みでございます。委員様がおっしゃいましたとおり、本市の国保の医療費の見込みでございますけれども、本年度、確かに、5月の非常事態宣言の期間のときは、がくっと医療費が下がっております。レセプトの件数も下がっておりますけれども、ただ、それを過ぎると、例年のような動きをしているところがございます。下がったまま維持してるのではなくて、V字になって、また元に戻るような傾向も見られるところがございます。令和2年度全体とすると下がるのかもしれませんが、すごく下がるというふうな動きにはならないのかなとも思っておるところでございます。いずれにしましても、1人当たりの医療費が右肩上がりになっているという現実がございます。年々、被保険者数が少なくなっておりますので、総医療費は、昨年度と比べてもそうそう高くはないと思っておりますが、1人当たりの医療費という点を見ますと、これまでの傾向どおりではないのかなというふうに見込んでおります。</p>

<p>委員</p>	<p>ただ、資料の1のこの1ページ目で示させていただいておるところについては、①保険給付を御覧いただいてということだと思いますが、今の時点で、すごく下がるような見込みは立てておりません。幾らかは、これよりも少なくなる可能性はありますけれども、例年どおりの動きになるのではないかというふうには思っております。</p> <p>これは、保守的に見られてということでしょうか。この点については、多いものなので、特によろしいかと思いますが、本当に増えるのかなという、足元はどうなのかなというところがちょっと疑問だったもので、質問させていただきました。失礼しました。</p>
<p>保険年金課長</p>	<p>それから、もう一点が、所得の減が見込まれる中でというお話も頂きました。確かに、先ほど来、説明させていただいておりますコロナ禍の減免について、結構な件数の申請が提出されているような状況がございます。令和2年度の収入が、来年度、所得割で賦課されることとなりますが、減免の申請をされた方がかなりあるということは令和2年度の収入が下がるであろうという、見込まれる方があることは現実でございます。ただし、この保険料率を見込む中で、それが幾ら出てくるかというのが分からない状況でございますので、そこは見込まずに、令和元年の所得の状況で見込んだというところがございます。</p> <p>そのまま下がった見込みをしますと、おっしゃるとおりに、ここまで引き下げると危ないんじゃないかというところや、令和3年度、ここまで下げて、令和4年度、またどんと上がるのではないかというところの御心配もいただくところでございます。今年下げたけれども、来年上げないといけないということもないとは限りませんが、できるだけ大幅な上げ下げがないようなことは、心がけていきたいなというふうには思っております。ただ、来年度につきましては、コロナ禍ということもございまして、できる限り下げましょうというような思いもございまして、この提案をさせていただいておるところでございます。</p>
<p>委員</p>	<p>ちなみにですね、減免がどれぐらいあったのか、この歳入の中でそういうのが、どんな影響が出てくるのかなと。教えてもらえませんか。その辺が具体的にどれぐらい出てくるのか、先ほどのお話から聞いててね、思ったんですけども。</p>
<p>保険年金課長</p>	<p>はい。現段階で、減免をしているのが5,000万円強でございます。今年度中に7,000万円ぐらいあるのかないのかというところを見込んでいる状況でございます。</p>
<p>委員 保険年金課長</p>	<p>ちょっと怖いな、それを聞いたら。</p> <p>それで、先ほど来、所得の減であるとか、制度の改正のところでもありましたけれども、基礎控除の改正で、フリーランスの方の保険料の部分が引き下がる効果があるというところですけども、現段階では、その部分は見込んでおりません。その保険料収入の減が、実際出てきたときにですけども、この保険料率では賄えない部分が出てくる可能性がございます。そのときには、16</p>

	<p>億円強の基金を持っておりますので、基金から繰り入れて賄うということも考えております。</p>
<p>会 長</p>	<p>はい。ありがとうございました。はい。ほかの委員の皆様、いかがでしょうか。何かございましたら頂戴したいんですが。よろしいでしょうか。</p>
	<p>いろいろと貴重な御指摘、御意見、お言葉を頂戴いたしましたけれども、先ほど、この案が限界というようなお言葉も頂戴いたしまして、非常に厳しい中、引下げということをお諮りしたわけでございますけれども、改めまして、この令和3年度に向けての国保料の限度額と保険料率という、この諮問を事務局案としてつくっていただき、皆様にそれぞれ御検討いただいたわけなんですけれども、市長への諮問ということで、この事務局案を答申するというものでいかがでしょうか。お認めいただけますでしょうか。</p>
	<p>はい。ありがとうございます。ということで、事務局案のとおりということで、御承諾を頂戴いたしました。ありがとうございました。</p>
<p>委 員 会 長</p>	<p>ちょっと一点いいですか。</p>
<p>委 員</p>	<p>はい。</p>
	<p>先ほどの動向について、専門家はいらっしゃるんですけども、素人には分かんないじゃないですか。それで、できましたら、有志でいいですから、勉強会を開いていただいて、説明していただけたらと思います。正直申し上げて、基礎的なその知識がないものですから、本を頂きましたが、読んでも分かんないんですよ。それで、勉強会を開いていただいたら参加させていただきますので、ぜひともそういう機会をつくっていただきたいなと、私は思うんですけどね。御検討よろしくお願いします。以上でございます。</p>
<p>会 長</p>	<p>この場でちょっと返事はってことも難しいんですけども、非常に重要な御提案ですので、こちらのほうも検討させていただくということでよろしいでしょうか。はい。確かに承りました。次長のほうからございますか、何か。</p>
<p>保険年金課長</p>	<p>国保のことをよく知りたいというお気持ちは、すごくありがたいなというふうに思ってお聞かせいただきました。会長がおっしゃいましたとおりに、検討させていただきたいというふうに考えております。ありがとうございます。</p>
<p>会 長</p>	<p>はい。ありがとうございました。</p> <p>それでは、ちょっと今後の手続の問題なんですけれども、議会への提案のスケジュール等、非常に迫っております。本日頂戴いたしました皆様の御意見を盛り込んだ形で、こちらのほうで答申書を作成させていただき、市長に提出させていただくという運びになるかと思っておりますけれども、こちらのほうも御承諾いただけますでしょうか。</p>
<p>会 長</p>	<p>(「はい」と呼ぶ者あり)</p> <p>よろしいでしょうか。</p> <p>(「異議なし」と呼ぶ者あり)</p>

<p>会 長</p> <p>医療費適正化 推進室長</p>	<p>はい。異議なしというお言葉頂きましたので、ありがとうございます。そのとおりに進めさせていただきたいと思います。はい。ありがとうございました。はい。</p> <p>それでは、もう時間も大分押してまいりましたけれども、その他に進めさせていただきます。まずは、こちらですね、オンライン特定保健指導について、こちらの説明をお願いしたいと思います。</p> <p>私からは、資料の4について説明させていただきます。現在、当初予算の要求段階ではありますけれども、令和3年度から、特定保健指導の方法に新たにオンラインによる面談を取り入れることを検討しておりますので、その内容について、概要を説明させていただきたいと思います。</p> <p>前回の会議で、特定保健指導の利用率が伸び悩んでいるということを御報告させていただきました。特定保健指導の利用率が伸び悩んでいる理由としましては、仕事が休めないですとか、利用するのに会場に出向いていただく必要があるなど、距離的、時間的な負担感というものがあります。それから、利用勧奨で御自宅を訪問する場合も、外出により会えなかったりとか、電話がつながらなかったりということがあります。さらに、新型コロナウイルスの感染拡大によって、これまで、対面による面談の実施は難しいというような状況があります。こうした状況を踏まえまして、利用者の負担感の軽減を図って、利用率を上げるということで、対象者の方のスマートフォンを利用して、気軽に特定保健指導を利用していただける方法として、実施しようと考えております。</p> <p>具体的な流れにつきましては、資料の4のほうを御覧ください。この資料の中の④のところ、特定保健指導利用券通知という矢印のところがあると思うんですが、ここのところに、新規と記載しております。これまでの利用券の通知の内容に、オンライン面談の開始の案内と、それからQRコードを記載して送りまして、対象者の方は、自身のスマートフォン等を利用して、必要なアプリをインストールしていただきまして、利用を開始していただくということで、使用するアプリにつきましては、多くの方が利用しておられるLINEというものを少し活用したアプリを使うことを、今検討しているところです。</p> <p>このLINE面談では、家庭ですとか、職場といったような、いろいろなところで保健指導を利用していただくことができますし、チャット機能を利用して、工作中、休憩時間ですとか、夜間、お仕事が終わられた後とか、日曜日など、休日でも、対象者の方のタイミングで相談事項を送っていただいたりとか、市からの回答を確認していただいたりということができるようになりますので、利用率の、利便性が向上を図れて、利用していただくことができるようになるのではないかとこのように考えているところです。</p> <p>同じく、資料の⑧のところに記載しておりますが、特定保健指導の実施ということで、オンライン面談と併せて、これまでの電話による特定保健指導です</p>
-----------------------------------	---

	<p>とか、直接の対面による保健指導のほうも、引き続き取り組んでいくということで、この方法を加えて、今後も保健指導を利用させていただきやすいように、工夫をしながら進めていきたいと考えているところです。</p> <p>以上になります。</p> <p>会長 はい。ありがとうございました。この新型コロナ感染の状況下で、オンラインという言葉が、本当に定着した時代かとは思いますが、ただ、自分でも、友人の医師から、数値まともになったと言われると、非常にうれしいなっているところもありまして、皆様も、身近な方にお声がけをいただいて、どんどんどんどん浸透を図っていただけたらと思います。</p> <p>事務局 さて、この説明内容について、いかがでしょうか。御意見とか、御質問ございましたら。よろしいでしょうか。はい。ありがとうございます。はい。</p> <p>それでは、②になりますけれども、第2期鳥取県国民健康保険運営方針(案)、こちらについての御説明をよろしくお願いいたします。</p> <p>鳥取県国民健康保険運営方針(案)の改定については、第1回本運営協議会においてお知らせし、11月ごろには運営協議会としての意見を会長に一任いただき回答する旨、ご承認いただいていた。しかしながら改定に向けたスケジュールが遅れ、1月までずれ込んでいることと、回答は自治体として回答するものであることを改めて確認いたしました。そこで、この運営協議会においては、委員の皆さまからご意見をいただきながら、最終的には本市として回答したいと考えています。</p> <p>資料5をご確認願います。この度は現時点の方針(案)の概要や骨子を抽出したものを配布させていただきました。ただ、方針全体をお示ししても、見直されたポイントをお示しすることが難しい状況であります。そこで、前年度の建議事項の対応状況を通じて方針(案)の中身や、県との調整状況、そして本市の考え方をご説明いたします。資料2の6頁をご確認願います。</p> <p>建議事項1「第2期鳥取県国民健康保険運営方針の策定にあたっては、運営主体の鳥取県と調整を行い、安定した運営が行えるよう制度設計すること」については、本市は一貫して鳥取県における国保のあるべき姿を明確に示して市町村が調整することを主張しています。例えばあるべき姿が完全統一であれば、県内で保険料の負担とサービスの水準が真に同じになると思います。しかしながら、現時点では市町村間で意見の相違が生じているところであり、あるべき姿の議論まで進まない状況となっています。</p> <p>建議事項2「鳥取県内19市町村との保険料率の平準化や一本化の調整に当たっては、これまでの各市町村国保の実情や取組みが生かされるよう調整すること」に対しては、ご指摘のとおり努めたいと考えていますが、まだ、調整段階に至っていない状況です。ただし、事務的な部分の効率化や被保険者にとつ</p>
--	--

	<p>でもメリットが大きい事柄は、これまでも取組みを進めており、引き続きご指摘を踏まえた調整に努めたいと考えています。</p> <p>建議事項3「市民生活が逼迫する中、被保険者の負担軽減につながるよう努めること」については、ジェネリック医薬品の普及促進に取り組み、被保険者の窓口負担の軽減、さらには医療費の適正化は、保険料の負担軽減につながりますので、取組んでいるところです。また、コロナ禍に伴う傷病手当金やコロナの減免制度に取り組んでいます。この上でこの度の改定にあたっては、ジェネリック医薬品の普及促進といったことはもちろん、予防・健康づくりの取組みが市町村間でしっかり底上げされるよう盛り込まれています。</p> <p>建議事項4「被保険者に不公平感が生じないように収納率向上対策に引き続き努めることは必要であるが、納付相談にあたっては、生活実態等を踏まえたきめ細やかな対応に努めること」について現在は、コロナ禍であり滞納されておられる方の短期証も郵送していますが、納付相談に寄られた際には、生活実態の把握に努めるとともに、必要に応じて、例えばコロナ禍に伴い収入が減った方で減免に該当する場合は申請を勧奨し、あるいは別の福祉関連機関であるパーソナルサポートセンターなどへ取り次ぐなどのきめ細やかな対応となるよう取り組んでいます。この度の方針の改定にあたっては、これまで本市が収納対策により積み重ねてきた知見をもとに、県へは、負担の公平性はもとより、きめ細やかで実態に即した対応につながるよう、調整しているところであります。</p> <p>以上、今回は、前年度の建議事項で説明いたしましたが、その他、幅広くご意見をいただければ県へ意見を提出するにあたり、参考としたいと考えています。よろしく願いいたします。</p> <p>会 長 はい。ありがとうございます。</p> <p> 今の説明について、御意見、御質問等ございましたら、よろしく願いいたします。</p> <p>委 員 短期保険証の郵送は、本人に渡すのが、僕は当たり前だと思うんですけど。</p> <p>会 長 はい。それでは、その辺のところも御意見を尊重して、検討ということで承らせていただきます。</p> <p> そのほか、皆様方からいかがでしょうか。よろしいでしょうか。</p> <p> それでは、特にないようでありましたら、事務局のほうから、伝達事項等ございましたら、よろしく願いいたします。</p> <p>事務局 それでは、会長さんから、ご説明いただきましたけれども、市長への本運営協議会の答申書の提出ですが、2月3日に予定しております。答申書は、追って皆様にも送付いたしますので改めて御確認をお願いいたします。</p> <p> また次回の、運営協議会でございますが、例年8月を予定しております。追って調整させていただきたいと思っております。よろしく願いいたします。</p>
--	---

会 長	<p>はい。よろしいでしょうか。委員の皆様には、御確認をよろしくお願ひいたします。</p> <p>長時間にわたりまして、いろいろ活発な御意見、御質問、それぞれ御感想等、頂戴いたしまして、ありがとうございました。</p> <p>以上をもちまして、令和2年度第2回鳥取市国民健康保険運営協議会を閉会ということにさせていただきます。本日は、誠にありがとうございました。失礼いたします。</p> <p style="text-align: right;">閉会 午後7時45分</p>
-----	--